

# 新大職組新聞

新潟大学職員組合  
情 宣 部

〒 950-21  
新潟市五十嵐 2 の町8050  
新潟大学厚生センター内  
TEL (025) 262-6096  
FAX (025) 263-2041

## 寒い北国から熱い抗議の声を！ 寒冷地手当「見直し」改悪反対のとりくみ

ことのほか寒く長かった今年の冬も終わりが近づき、ようやく春の足音が感じられるようになりました。しかし、この寒い冬に私たちがあらためて不当だと実感している人事院の寒冷地手当改悪に反対する運動は、まだまだ終わりを迎えてはいません。

### 熱気につつまれた 3・1総決起集会

さる3月1日、県民会館大ホールで寒冷地手当阻止の北信越総決起集会が行われました。県内はもとより、富山・石川・福井・長野の各県から一三〇〇名が集り、会場は大変な熱気に包まれました。集会前のデモ行進も延々と続き、参加者からは、「久しぶりに元氣の出る集りだった」という声がいしきりに聞かれました。

集会で印象的であったのは、この反対運動のもつ大きな広がりについてでした。会場では各地の自治体が次々と寒冷地手当改悪反対の意見書を採択している状況が報告されました。新潟県では、県議会をはじめ、2月28日現在で一二市町村

中半数以上の六四議会が意見書を採択、

さらに同日現在で七五人の市町村長が人事院総裁宛の要請署名に賛同しています。「連合」傘下のいくつかの公務員労組も運動への連帯を表明、共産・社民両党のみならず、保守系の県議会議長からも挨拶がよせられました。運動はまさに労組のナショナルセンターや支持政党の違いをこえた、大同団結の様相を呈しています。

### まともな根拠示さず 8割もの大幅削減！

これら反対運動の盛り上がりに対して、人事院はあくまでも3月末までの骨格提示、96年度人勧での「見直し」改悪に固執しています。1月に人事院は、「見直

し」の根拠として寒冷生計増嵩費（寒冷地での生活に伴って増える生計費）の試算例を示しました。これによれば生計費の増嵩分は現行支給平均の2割程度ということになり、8割もの大幅削減が見込まれることとなりますが、この試算のデータは本来寒冷生計増嵩費調査のためのものではなく、費目設定に問題があるうえに、サンプル数も極めて限られており、そもそも除雪費用、スキー等教育費、スノードレスタイヤ、家屋耐雪構造費なども含めていないきわめて不十分なものです。

このような点に対して、国公労連・全大教などはその不当さを指摘し人事院と交渉してきましたが、人事院は道理ある回答が示せず、強弁と言い逃れに終始しています。人事院が強行した寒冷地手当等の民間支給実態調査も、まともな比較の根拠を示し得ないまま「これを支給『見直し』の基準とするわけではない」などと言いつつ始末です。基準とならない調査をなぜするのか。「見直し」に向けた世論誘導のための恣意的データなどではないか。3・1集会でも「人事院は昨年いい加減なデータを根拠に半減をいつてだめだった。今度また同じようなデータをもつてきて8割減だという。これは売れ残った粗悪品を安売りするのではなくさらに高く売りつけようというもので、ばかばかしいにもほどがある」との発言がありました。またたくそのおりです。

この間、3月12日には国公労連の、14日には全大教の、人事院要求集会・交渉がありました。人事院は「見直し」に向けた年度内骨格提示の意志を変えていません。



すべての人々との  
共同が可能

さきへのべたように、この反対運動には広い連帯の動きが見られますが、それはこの「見直し」改悪が寒冷地に暮らすすべての人々に悪影響を与える不当なものであることをよく示しています。この点はきわめて大切なことです。

寒冷地手当は、公務労働者のみの問題ではありません。人勸准拠の医療・農協・私立学校、またJRやNTTなどで支給されている手当も、公務員の寒冷地手当が削減されればこれに連動して削減されるのは必至です。「公務員は民間より優遇されている」といいますが、「公務員の手当が削減されれば民間はいっそう悪くなる」のです。

さらに寒冷地手当は、地方交付税交付金の寒冷補正分の基準であり、生活保護費の加算、公営住宅建設費補助等の算定基準などにも直接影響します。これが削減されれば地方行政にとって大きな問題であり、寒冷地に暮らすすべての人々に重大な影響を与えるものです。公務員等労働者の収入減・購買力低下とも相まって、不況下の地方経済にも大きな打撃を与えることが予想されます。住民の暮らしに責任を持つ自治体の長や議会がこれに反対するのは当然です。昨年11月の豪雪地帯町村議会議長の全国大会では、国に対し地方交付税寒冷補正の改善や税負担軽減を含む特別措置を求める決議もだされています。

いっそうの  
運動の強化を

新大職組ではこの間、この寒冷地手当改悪反対運動を96春闘の重点課題の一つとして位置付け、集会参加の呼びかけや中央行動への代表派遣に加え、反対署名活動に取り組んできました。これまで述べてきたように、この運動は北国に暮らすすべての人々の切実な要求に基づいた大きなものとなっています。1月の人事課交渉では、寒冷地手当削減に関して「大学としては他官庁（人事院）が相当の理由で行っていることにコメントはできない」とした人事課長も、「個人としては困ったことだ」と漏らしています。組合員である・なしに関わらず、すべての教職員の半数以上から反対署名を集め、大きな声をあげようではありませんか。年度末には人事院の骨格提示が強行される公算が大です。96人勸にむけてよりいっそうの運動を強めてゆく必要があります。

江戸時代の後期、魚沼郡塩沢町の縮商人であり文人であった鈴木牧之は、雪国の暮らしの実態を広く世の人々に伝えようと、江戸で自著を刊行することを企てます。しかし江戸の人々の理解を得るのには困難でした。数々の挫折もし、苦勞を重ねて諸方面と交渉したあげく、構想から30余年も経て『北越雪譜』二編七巻の刊行が実現したのです。われわれも牧之にならい、ねばり強い運動を見つけようではありませんか。

中執ダイアリー



平和講座 (2.16)



婦人部送別会。自分でうったソバをたべながら (2.29)



中央委員会 (3.6)。当日の特別決議は4面に。



松の山スキー。今年も大盛況 (3.9~10)

【検証・大学改革④】

# 「同情するなら職をくれ！」その後 ——研究妨害とはこのことだ

露崎史朗 (元大学院自然科学研究科)

昨年の大学審査申しらい、大きくクローズアップされてきた教員の任期制。今回は任期制(期限付き助手)に伴う問題の一例として、昨年12月にいただいた露崎史朗氏の寄稿をご紹介します。(情宣部)

6月の始めくらいに本部事務から電話があり、その結果、私は壁を蹴飛ばして怒り狂っていた。ちょうどその直後、北大理学部同窓会から原稿寄稿を依頼され、その怒りの元凶を書いて送った。その原稿の冒頭と終わりは以下の通りである。

## 北大時代からこれまでの 思い出つれれば

露崎史朗

(1984年度卒業、  
植物学専攻課程)

「同情するなら職をくれ！」と安達祐実風に私は叫んでいた。現在私は新潟大学大学院自然科学研究科の一応の助手ではある。しかし、この助手は変則的で新潟大学大学院自然科学研究科規定集の新規「大学院自然科学研究科助手選考内規」大学院自然科学研究科に所属する助手の選考についての申合せ事項」に「概ね3～5年を目途として各学問分野のローテーションとする」と書かれており、公にできない期限付きの助手らしい。この怪しい期限を理由に先日、日本学術振興会の日米科学協力事業共同研究を申請したら「来年も当研究科に所属することを

前提とした科研申請は認められない」のだそう、私の知らない間に講座主任(ここに実名をいれても誰も知らないであろうから止めておこう)の判断とかで申請が取り下げられていた。ということは、新潟に来てからは5年が経過しているわけだ。私個人としては、別に来年もここに居るつもりではなく、大学を移れば移動届を出せばそれで済むことだし科研の採否の判断は学振がすることであるとと思うのだが、「こんなの研究妨害だ!」いつか文部省に訴えてやる。しかし、まづはこういう腐った所は出るべきだ。」と思っていた矢先に同窓会の原稿依頼がやってきた。

(途中省略)

札幌を離れ5年が過ぎた今思うに北大の自由な雰囲気と、そして「Be ambitious」の精神は貴重である。自分が教官となって自覚させられることは、研究成果を上げていない人間が大学院の学生を指導できるわけがないということの一語につきる。いらぬ親切余計なお世話(!!)これ即ち研究妨害)ばかりする人間にはなりたくない。仕事をしたいのとどうしても、示唆を与えたつもりがただの邪魔になってしまふようだ。そういう意味では、活発な活躍を続けている、植物学教

室、低温研、地環研の皆様の研究活動は私にとって大きな刺激である。今後とも、少なくとも大学院においては研究を基盤とした教育が必要となることは言うまでもないことなのだが、私の周辺では現実とのギャップは大きい。(今の気分は安達祐実。)

……以上引用

\* \* \*

この原稿を書いたときは、まだ新しい職のあてもなく、心底「職をくれ！」状態であった。そして、この原稿が印刷されたのは11月位で、なんと1月には引越せる状態になったときである。自分は何もしなくても、なぜかこの同窓会誌のコピーがあちこち出回っているらしく、さまざまな反響が私の知らないところで起こっているらしい。そんな関係で、この原稿を依頼された次第である。ここでは、この出来事の詳細を私の知る限りでお伝えしたい。なお、これは私サイドからの見解であり、これに対する反論をいざれ期待している。

その前に、この話には訂正と続きがある。まず、訂正は科研申請を取り下げる(学術振興会に提出しない)判断をしたのは、大講座主任だけではなく研究科長も関係していたことである。事務からの電話で、そういつていた(しかし、こういう電話をさせられた事務の方もかわいそうではありませんか)のだが、同窓会原稿のときには頭に血がのぼって適当に書いてしまった。一人だけ悪者にしてしまった大講座主任に「ごめんなさい」。また、この申請却下の電話は申請締切が終わったあとにあり、もはやゴネても手遅れという状態のときにあったもので、思わず電話の向こうに、「新潟大学の考

えていることがよくわかりました」と怒鳴ってしまった。電話をくださった方に「ごめんなさい」。あなたが悪いわけではありません。こういう卑怯なやり口をして平然としている人間の存在が悪いに決まっている。続きは、この科研は日本側と米国側が同時に申請するもので米国側はNSFによって採択が決定されたことである。しかし、規則で日本側の申請がない場合、採択見送りとなるのはご承知の通り。従って、結局米国側の申請は徒労に終わった(400万払え、この野郎。どうやって、向こうに言い訳したと思っただ)。さらに、誰だかが不明なのだが、この科研をふいにするとどめを刺した大嘘つきがいたようだ。NSFは米国側の内容がOKなのに日本側の申請がないのを不審に思い7月位に申請確認の電話をこちらにくれたそうである。ところが、その時私はシベリア調査で不在でした。代わりに電話を取ってくれた親切な人がいたようである。それが誰か分からないのだが(この犯人を教えてください)、「手続きミスで申請ができなかった」と答えたそうだ。これは、ありえない。私は出したぞ! NSFの担当の方は本当に親切で、11月位にもう一度私に再度確認の電話をくれた。その時、7月にそのような応対があったことを教えてくれた。11月の電話の話では、7月に申請を出せば、まだ間に合ったそうで残念がっていた。返す返すも悔しい。

さて、私なりに問題を整理したい。まず、期限付き助手は「来年度もここにすることを前提とした研究は認められない」のだから。しかし、期限付きは十分承知しているのだから、どこの誰が「ここにすることを前提として科研の申請を

